

## 第4章 内蔵品（他の貨物の部分をなしている貨物）の扱い

「第3章 貨物の判定」では、装置本体の機能や性能などから判定項番を選定することを説明しましたが、この機能や性能を実現するために、装置はさまざまな内蔵品で構成されています。この章の前半では内蔵品全般について、後半ではコンピュータ・暗号機能品の内蔵品としての判定を取り上げます。なお、内蔵のプログラムについてはここでは触れず、「第6章 技術（プログラム）の扱い」で扱いますのでそちらをご覧ください。

### 4.1 内蔵品の判定要否

ここでは、内蔵品判定の根拠条文である、運用通達1-1の「輸出の許可」(7)-(イ)輸出令別表第1の解釈を中心に解説します。Q&Aを読みながら、図4-2のフロー図も参考にしてください。

Q4-1：装置の判定に当たって、内蔵品をすべて判定しなければならないのですか？

A4-1：必ずしもそのようなことはありません。内蔵品を規制しないという除外規定があります。

この規定は分かりにくいところがありますが、運用通達1-1の「輸出の許可」(7)-(イ)輸出令別表第1の解釈のただし書き部分を見てください。

#### 運用通達1-1「輸出の許可」(7)-(イ)「輸出令別表第1の解釈」のただし書き

ただし、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物であっても、他の貨物の部分をなしているもの（ただし、輸出令別表第1の8の項に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条において「他の装置に内蔵されたもの」とされている場合を除く。）であって、当該他の貨物の主要な要素となっていない又は当該他の貨物と分離しがたいと判断されるものは、以下の場合を除き、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱う。

- ① 輸出令別表第1の1の項(3)若しくは(13)に掲げる貨物、又は、2の項(3)に掲げる貨物であって貨物等省令第1条第三号に該当するもの若しくは4の項(6)に掲げる貨物であって貨物等省令第3条第七号に該当するものが、当該他の貨物に混合されている場合
- ② ①以外の貨物であって、当該貨物が当該他の貨物に混合されていてその主要な要素となっており、当該他の貨物がその状態で当該貨物の用途に用いることができる場合

Q4-2：確かに分かりにくいですね。どういうことですか？

A4-2：「他の貨物（親貨物）の部分をなしているもの」（親貨物に内蔵される部品など）であれば、たとえスペックが輸出令別表第1の1～15項該当レベルであっても、親貨物の「主要な要素でない」又は「分離しがたい」が当てはまれば、規制非該当として扱うことを規定されています。ただし、①又は②が当てはまればこのルールを適用できません。

Q4-3：「他の貨物の部分をなしている」についての定義はありますか？

A4-3：運用通達の「輸出令別表第1の解釈（注1）」に記述があります。